

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

熊本県地域検討会報告書(案)

第 章 熊本県天草地域における

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第 章 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について | |
| 1. 熊本県天草地域における漂流・漂着ゴミの現状と課題 | 1 |
| 1.1 熊本県の海岸の特性 | 1 |
| 1.2 天草地域における漂流・漂着ゴミの現状 | 1 |
| 1.2.1 どこにどれだけのゴミがあるか | 1 |
| 1.2.2 どんな種類のゴミが多いか | 1 |
| 1.2.3 どんなところにいつごろゴミが集まるか | 1 |
| 1.2.4 発生源として考えられるのは | 1 |
| 1.3 漂流・漂着ゴミの何が問題となっているか | 1 |
| 1.3.1 漂流ゴミの影響 | 1 |
| 1.3.2 熊本県の海岸ゴミの状況 | 2 |
| 1.4 天草地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題 | 3 |
| 1.4.1 国の取組 | 3 |
| 1.4.2 熊本県の取組 | 5 |
| 1.4.3 天草地域の各市町の取組 | 5 |
| 1.4.4 海岸清掃活動に関する現状と課題 | 6 |
| 2. 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性 | 11 |
| 2.1 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の方向性 | 11 |
| 2.2 相互協力が可能な体制作りについて | 11 |
| 2.2.1 熊本県の今後の取り組み | 12 |
| 2.2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性 | 14 |
| 2.2.3 ボランティアによる海岸清掃の実施形態 | 17 |
| 2.3 地域から国への要望 | 26 |

第 章 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1. 熊本県天草地域における漂流・漂着ゴミの現状と課題

1.1 熊本県の海岸の特性

熊本県の海は、「有明海」「八代海」（内湾）、「天草外海」というそれぞれの個性を持った三つの海からなっている。

有明海

九州西部からの天草灘から東側に入り込み、さらに北側に胃袋型に深く入り込んだ閉鎖性の強い内湾。水面面積約 1,700 km²

八代海

別名不知火海とも呼ばれ、天草灘から北東側にまっすぐ入り込んだ閉鎖性の強い内湾。

水面面積約 1,200 km²

天草外海

対馬暖流の影響を強く受けて、暖海性を帯びるとともに有明海、八代海の両海域からの沿岸水の流入を受けて複雑な海況を示している。

1.2 天草地域における漂流・漂着ゴミの現状（構想中）

調査で得られた結果をもとに天草地域の漂流・漂着ゴミの現状についてまとめた。

1.2.1 どこにどれだけのゴミがあるか

航空機調査（2007年9月20～22日撮影時点）の結果から、熊本県では、モデル地域である富岡海岸、樋島海岸周辺の漂着ゴミの量が特に多く、熊本県内の漂着ゴミ量は、1,759 m³、352 トンと推定された（詳細は 章の 2.5.2 参照のこと）。

クリーンアップ調査の結果から推定したモデル海岸の年間の漂着ゴミの量は、樋島海岸（上天草市）で 99 トン、富岡海岸（苓北町）で 35 トンであった（詳細は 章の 1.1.4 参照のこと）。

1.2.2 どんな種類のゴミが多いか

樋島海岸、富岡海岸に漂着するゴミは、重量、容量ともに、灌木（小さな木片や葦を含む）が最も多く次いで流木が多く、自然系のゴミで 8 割～9 割を占めた。人工物ではプラスチック類やその他の人工物（大半が木材）が多かった（詳細は 章の 1.2.4 参照のこと）。

1.2.3 どんなところにいつごろゴミが集まるか

樋島海岸では、湾の奥まった場所にゴミが集まりやすい。常時ゴミが漂着するが、特に梅雨期の大雨の直後に比較的多くのゴミが漂着する。

富岡海岸では、的谷海岸から四季咲岬にかけてゴミが集まりやすい。5月以後8月にかけて、南寄りの強風が吹くようになると比較的多くのゴミが漂着する。（詳細は 章の 3.1.4、4.3.1 参照のこと）

1.2.4 発生源として考えられるのは

樋島海岸、富岡海岸では、重量及び容量でみると、「陸起源」もしくは「海起源」のゴミが大きな割合を占めていた。「陸起源」では建築（建築資材等）、生活・リクリエーション、飲料が多くを占めていた。「海起源」は、漁網やロープ・ひも等の水産業に起因する漂着ゴミが多い。これらの結果から、陸起源のゴミの発生抑制に加え、水産業に起因するゴミの発生抑制も必要であることが示唆される（詳細は 章の 3.1 参照のこと）。

1.3 漂流・漂着ゴミの何が問題となっているか

1.3.1 漂流ゴミの影響

近年、海岸域では、河川等から流出した流木や葦等のゴミ等が大量に漂流・漂着し、堤防等の

海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

梅雨期の豪雨や台風等により大量の流木による船舶の航行の支障や、漁業被害も発生している。

また、天草地域の市町では漂流・漂着ゴミの問題点として、以下の3点をあげている。

景観上の問題：天草地域は雲仙天草国立公園に属し、海水浴場も多く、特色のある海岸景観もみられ、それらは貴重な観光資源である。漂流・漂着ゴミはこれらの景観的価値を著しく損なう。

漁業上の問題：天草地域の周辺海域は漁業が盛んな海域であり、大量の漂流・漂着ゴミは漁船の航行や操業の妨げとなり、漁民の生活に関わる問題である。

住民生活の安全上の問題：医療系の廃棄物が漂着した場合に、住民が何らかの事故にあう可能性がある。

1.3.2 熊本県の海岸ゴミの状況

(1) 流木等の漂着ゴミ

| | 漂 着 量 | | | | |
|-------|-------|------|--------------------------|------------|---------|
| | 流木 | その他 | 合計 (単位: m ³) | 医療系 | ポリ容器 |
| H18年度 | 5,020 | ---- | 5,020 | 薬瓶、注射器等84点 | |
| H19年度 | 748 | 305 | 1,053 | 報告なし | 123個() |
| H20年度 | 454 | 285 | 739 | 報告なし | |

ハングル文字表記 19、中国語表記 3、英語表記 1、日本語表記 2、不明 98

<参考> 漂流ゴミ (環境整備船「海輝」による回収)

国が、有明海・八代海海域に配置している環境整備船「海輝」により回収

| 区 分 | 稼働日数 | ゴミ回収量 |
|--------------|------|-------------------|
| 平成17年度 (合計) | 111日 | 581m ³ |
| 平成18年度 (合計) | 113日 | 925m ³ |
| 平成19年度 (合計) | 104日 | 209m ³ |
| 平成20年度 (7月末) | 54日 | 250m ³ |

(2) 漁船の被害状況

漁業の操業や船舶の航行に漁業に支障を来している。

| 区 分 | 浮遊物による漁船の事故発生件数 |
|------------------|-----------------|
| 平成16年度 | 4 8 7 件 |
| 平成17年度 | 4 5 7 件 |
| 平成18年度 | 5 4 5 件 |
| 平成19年度 | 3 9 2 件 |
| 平成20年度 (8月25日現在) | 1 0 8 件 |

1.4 天草地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.4.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

(1) 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

(2) 国際的な対応も含めた発生源対策

a. 国内での発生抑制の取組(漂流ゴミの回収対策を含む)

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

b. 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を求め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGO をも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

(3) 被害が著しい地域への対策

a. 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト(漂流・漂着ゴミに関する活動等)に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

b. 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

c. 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金(競争的資金)を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.4.2 熊本県の取組

| | |
|--------------|--|
| 平成 18 年 ~9 月 | 梅雨や台風による大量の漂着ゴミの発生 |
| 平成 18 年 9 月 | <u>漂着ゴミ（流木等）の現状調査（流木 5,020m³）</u> |
| 平成 18 年 10 月 | 熊本県漂流・漂着ゴミ対策連絡会議設置 （廃棄物対策課を事務局に 6 部局 15 課室で構成） |
| 平成 18 年 11 月 | 九州地方知事会による「海岸域へ漂流・漂着する流木やゴミ対策」に関する 国への要望活動 ・恒常的な漂流・漂着ゴミの処理に係る財政支援措置の創設 ・緊急・災害時の漂着ゴミ処理に係る補助事業制度の拡充など |
| 平成 19 年 5 月 | 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査（環境省）に関するモデル地 域海岸の指定（「富岡海岸」及び「樋島海岸」） |
| 平成 19 年 9 月 | <u>漂着ゴミ（流木等）の現状調査（流木 1,053m³）</u> |
| 平成 19 年 9 月 | モデル調査第 1 回地域検討会 |
| 10 月 | モデル調査第 1 回クリーンアップ調査 |
| 平成 19 年 11 月 | モデル調査第 2 回地域検討会 |
| 12 月 | モデル調査第 2 回クリーンアップ調査 |
| 平成 20 年 1 月 | <u>天草海岸に漂着したポリ容器回収（123 個）</u> |
| 平成 20 年 2 月 | モデル調査第 3 回クリーンアップ調査 |
| 3 月 | モデル調査第 3 回地域検討会 |
| 平成 20 年 5 月 | モデル調査第 4 回クリーンアップ調査 |
| 6 月 | モデル調査第 4 回地域検討会（6 月 10 日） |
| 平成 20 年 8 月 | モデル調査第 5 回クリーンアップ調査 |
| 9 月 | モデル調査第 6 回クリーンアップ調査 |
| 平成 20 年 9 月 | <u>漂着ゴミ（流木等）の現状調査（流木 739m³）</u> |
| 平成 20 年 11 月 | モデル調査第 5 回地域検討会（11 月 20 日予定） |
| 平成 21 年 2 月 | モデル調査第 6 回地域検討会（予定） |

1.4.3 天草地域の各市町の取組

（1）海岸清掃活動に取り組む団体への支援等

上天草市、苓北町、天草市ともに、民間団体、地域住民によるボランティア海岸清掃活動に
対して、ゴミ袋の支給や収集・運搬、処分など連携・協働・支援を行っている（1.4.4 で詳述）。

（2）その他（啓発活動など）

<市町に確認の上、記述追加>

1.4.4 海岸清掃活動に関する現状と課題

(1) 上天草市（樋島海岸）における現状と課題

上天草市では、民間団体、地域住民等によるボランティア活動（清掃活動）が実施され、その中で海岸清掃が行われている。

市では、活動主催者から提出された清掃計画に基づき、ゴミ袋、手袋の支給を行う。

ボランティア活動では、漂着ゴミのうち人工物について回収し、回収された漂着ゴミは、市が引取り、処理施設（天草広域連合松島地区清掃センター）で処分している。

また、上天草市では、公共施設のアドプトプログラムを制定し、平成20年7月からスタートしている。活動場所の案として宮津海遊公園が含まれている。海岸清掃を地域に根付かせる手法となる可能性がある。

本調査を通じて明らかとなった熊本県上天草市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表1.4-1に示す。

上天草市では、ボランティア活動で収集された漂着ゴミ（人工物）を回収し、一般廃棄物として処理施設（天草広域連合松島地区清掃センター）で処分している。一方、廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費は市の負担となっている。

漂着ゴミの処理は、市が主体となっているが、財政的に負担となっている。

表 1.4-1 熊本県上天草市（樋島海岸）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

| | | |
|-------|----|--|
| 回 収 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて民間団体や地域住民による自主的な清掃活動が行われている。 所定の方法で事前に上天草市に清掃計画を伝えれば、市から必要なゴミ袋と手袋が支給される。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアによる清掃活動では人工物の回収が行われ、大きな流木は回収されない。 撤去する必要がある大きな流木は上天草市が回収し、市の仮置き場に保管される。回収にかかる費用は上天草市が負担する。 回収に用いるゴミ袋と手袋は上天草市の負担になる。 |
| 収集・運搬 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアが回収・集積したゴミ袋等は、上天草市が回収する。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアが回収したゴミの収集・運搬、大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物の収集・運搬の費用が上天草市の負担となっている。 |
| 処 分 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般ゴミ、資源ゴミは天草広域連合松島地区清掃センターで処分される。大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物業者により処分される。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、上天草市の負担となっている。 大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も上天草市の負担となっている。 清掃センターの処理能力の問題で一度にゴミを処分できない場合がある。 |

(2) 苓北町（富岡海岸）の現状と課題

苓北町では、民間団体、地域住民等によるボランティア活動（清掃活動）が年間数十回（平成18年度は49回、延べ参加人員5,096名）実施され、その中で富岡海岸を含む海岸清掃が行われている。また、町の予算で富岡海岸海水浴場の漂着ゴミの回収・運搬・処理を実施している。

町では、活動主催者から提出された清掃計画に基づき、ゴミ袋、手袋の支給を行う。

ボランティア活動では、漂着ゴミのうち人工物について回収し、回収された漂着ゴミは、町が引取り、処理施設（天草広域連合本渡地区清掃センター）で処分している。

本調査を通じて明らかとなった熊本県苓北町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.4-2 に示す。

苓北町では、ボランティア活動で収集された漂着ゴミ（人工物）を回収し、一般廃棄物として処理施設（天草広域連合本渡地区清掃センター）で処分している。一方、廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費は町の負担となっている。

漂着ゴミの処理は、町が主体となっているが、財政的に負担となっている。

表 1.4-2 熊本県苓北町（富岡海岸）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

| | | |
|-------|----|--|
| 回 収 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて民間団体や地域住民による自主的な清掃活動が行われている。 所定の方法で事前に苓北町に清掃計画を伝えれば、町から必要なゴミ袋が支給される。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアによる清掃活動では人工物の回収が行われ、大きな流木は回収されない。 撤去する必要がある大きな流木は苓北町が回収する。回収にかかる費用は苓北町が負担する。 小さな流木や木切れは清掃活動時にボランティアにより集められ、その場で苓北町が焼却する。 回収に用いるゴミ袋は苓北町の負担になる。 |
| 収集・運搬 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアが回収・集積したゴミ袋等は、苓北町が回収する。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアが回収したゴミの収集・運搬、大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物の収集・運搬の費用が苓北町の負担となっている。 |
| 処 分 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> 一般ゴミ、資源ゴミは天草広域連合本渡地区清掃センターで処分される。大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物業者により処分される。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、苓北町の負担となっている。 大きな流木や廃プラ、ブイ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も苓北町の負担となっている。 |

(3) 天草市の現状と課題

天草市では、民間団体、地域住民等によるボランティア活動（清掃活動）が年間数十回（平成 19 年度は 47 回、延べ参加人員 25,004 名）実施され、その中で海岸清掃が行われている（表 1.4-3 参照）。熊本県天草市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.4-4 に示す。

天草市では、ボランティア活動における作業については主催者が行うことを原則としており、対応が困難なケースについては、その都度相談に応じ対処している。

漂着ゴミの処理は、市が主体となっているが、財政的に負担となっている。

表 1.4-3 平成19年度ボランティア活動(清掃作業)実績(天草市)

(単位:人、枚)

| 番号 | 期日 | 団体名 | 場所 | 参加人員 | 回収袋枚 | | | 摘要 |
|----|--------|------------------------|---------------|-------|------|------|-----|------------------|
| | | | | | 可燃 | 不燃 | 資源 | |
| 1 | 4月27日 | 手野一日一汗運動 | 町内全域 | 431 | | | | |
| 2 | 5月25日 | 城河原一日一汗運動 | 町内全域 | 371 | | | | |
| 3 | 5月27日 | 上津浦地区振興会 | リップランド海水浴場 | | | | | |
| 4 | 6月1日 | 鬼池一日一汗運動 | 町内全域 | 380 | | | | |
| 5 | 6月3日 | 高浜地区振興会 | 白鶴浜海水浴場 | 40 | 20 | 30 | 10 | |
| 6 | 6月3日 | 大江地区振興会 | 須賀無田海岸 | 410 | 40 | 40 | 10 | |
| 7 | 6月8日 | 本渡一日一汗運動 | 町内全域 | 10903 | | | | |
| 8 | 6月8日 | 倉岳一日一汗運動 | 町内全域 | 287 | | | | |
| 9 | 6月8日 | 御領一日一汗運動 | 町内全域 | 181 | | | | |
| 10 | 6月8日 | 大島一日一汗運動 | 町内全域 | 244 | | | | |
| 11 | 6月8日 | 二江一日一汗運動 | 町内全域 | 784 | | | | |
| 12 | 6月10日 | 御領地区1日1汗運動 実行委員会 | 黒崎・若宮海水浴場 | 70 | | 70 | | |
| 13 | 6月10日 | 高浜地区振興会 | 高浜地区内一円 | 560 | 50 | 50 | 10 | |
| 14 | 6月10日 | 下田北地区振興会 | 下田北地区内一円 | 220 | 20 | 20 | 5 | |
| 15 | 6月10日 | 栖本一日一汗運動 | 町内全域 | 1120 | 50 | 120 | | |
| 16 | 6月12日 | 高浜地区小中高生 | 白鶴浜海水浴場 | 230 | 50 | 50 | 20 | |
| 17 | 6月17日 | 下田南地区振興会 | 下田南地区内一円 | 80 | 10 | 10 | 5 | |
| 18 | 6月17日 | 福連木地区振興会 | 福連木地区内一円 | 130 | | | | |
| 19 | 6月17日 | 島子地区振興会 | 島子海岸一帯 | | | | | |
| 20 | 7月1日 | 赤碓地区振興会 | 赤碓海岸一帯 | | | | | |
| 21 | 7月1日 | 上津浦地区振興会 | リップランド海水浴場 | | | | | |
| 22 | 7月1日 | 下津浦地区振興会 | 下津浦海岸一帯 | | | | | |
| 23 | 7月6日 | 漁協天草支所・天草 町遊漁船組合・一般 | 天草西海岸8km | 380 | 330 | 396 | 264 | |
| 24 | 7月15日 | 鬼池地区地域振興会 | 松原海岸 | 100 | | 100 | | |
| 25 | 7月15日 | 栖本町漁協 | 町内一円海岸・港 | 100 | | | | |
| 26 | 7月15日 | 新和町民 | 八代海岸一帯 | 1370 | 300 | 600 | | |
| 27 | 7月16日 | 漁協・漁業従事者 | 鶴崎・出の串海岸他 | 380 | 105 | 28 | | 合計2.5t |
| 28 | 7月16日 | 各種団体 | 砂月・茂串海岸他 | 1047 | | | | 合計3.0t |
| 29 | 7月16日 | 久玉地区振興会 | 明石海岸一帯 | 120 | | | | |
| 30 | 7月18日 | 魚貫地区振興会 | 魚貫・池田地区海岸一帯 | 100 | | | | |
| 31 | 7月22日 | 御所浦漁業組合 | 各海岸 | | | | | |
| 32 | 7月22日 | 御所浦地区振興会 | 御所浦漁港一帯 | | | | | |
| 33 | 7月22日 | 牧島地区振興会 | 海岸一帯 | 955 | 16 | 10 | | |
| 34 | 7月26日 | 早井建設 | 白洲干拓海岸 | | | 30 | | 役員発泡ブイ 2t・車2台 |
| 35 | 7月27日 | 五和東中 | 黒崎海水浴場 | 20 | | 10 | | |
| 36 | 8月4/5日 | 国際ボランティア学生 協議会他 | 鶴葉山公園下海岸他 | 150 | | | | 合計9t |
| 37 | 8月17日 | 旭遊漁船組合 | 棚底旭町海岸一帯 | 65 | 20 | 15 | | |
| 38 | 8月18日 | 倉岳町漁協 | 大宮田地区海岸一帯 | 22 | 50 | 15 | | |
| 39 | 8月20日 | 倉岳町漁協 | 西の原・原田・境目海岸一帯 | 75 | 150 | 50 | | |
| 40 | 9月2日 | 大江地区振興会 | 須賀無田海岸 | 410 | 40 | 40 | 10 | |
| 41 | 9月25日 | 天草市老人クラブ河 浦支部富津地区支部 | 小高浜海水浴場 | 13 | 22 | 4 | | |
| 42 | 9月30日 | 福連木地区振興会 | 福連木地区内一円 | 130 | | | | |
| 43 | 9月30日 | 有明町水産振興対策 協議会 | 島子海岸一帯 | 250 | 31 | 4 | | |
| 44 | 10月中 | 高浜地区振興会 | 高浜地区内一円 | 560 | 50 | 50 | 10 | |
| 45 | 10月中 | 下田南地区振興会 | 下田南地区内一円 | 80 | 10 | 10 | 5 | |
| 46 | 10月28日 | 栖本一斉美化運動 | 町内全域 | 767 | | 146 | | |
| 47 | 11月18日 | 下田北地区振興会 | 下田北地区内一円 | 220 | 20 | 20 | | |
| 計 | | | | 25004 | 1573 | 1951 | 349 | |

注：青の網掛け部分が海岸清掃

表 1.4-4 熊本県天草市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

| | | |
|-------|----|--|
| 回 収 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・一日一汗運動、クリーン作戦、熊本みんなの川と海づくりデー、海の日といった一斉活動に合わせ、行政が主催する活動において、地区ごとにボランティアが回収している。 ・地区振興会や民間の団体の自主活動については、市町合併により担当課の所有する車両や職員が少ないことから、回収及び集積はできるだけボランティア団体の責任で実施をお願いしている。 ・回収にかかるゴミ袋については、旧市町のものを相談があった場合に支給しており、手袋については支所ごとの実情に応じて対応している。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町合併により対応可能な職員数、車両が本庁、支所とも減少しており、限られた資源で、どこまで対応できるかの問題。 ・大きな流木など焼却場で処理困難なものの取り扱い。また、焼却場で処理できない大量の発泡ビュ等のプラスチック処理費用や仮置き場の確保の問題。 ・過疎化や人口の高齢化、無関心等により清掃が放置あるいは十分に行き届かない海岸があり、誰が回収すべきか責任が明確でない。 |
| 収集・運搬 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本みんなの川と海づくりデー等の一斉活動に合わせ行政が主催する活動は、市が所有する車両や必要に応じて業者委託により収集・運搬している。 ・新市では、ボランティア活動は最後まで責任を持って行うのが方針としており、収集・運搬もその方向でお願いしており、対応が困難なケースについては、その都度相談に応じ対応している。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域な市域を有する天草市の海岸の漂着物を収集運搬する人員と費用、手段をどう確保するか。 ・法律制定による委託料等の収集運搬費用の国県負担金の確保。 ・回収しても運搬する手段がないからしないというようなボランティア活動の意欲を減退させないための施策の確保。 |
| 処 分 | 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分可能なものについては、市あるいは広域連合が運営する施設に搬入し、市の負担で処理している ・大きな流木等については、細かく切る等して焼却しているが、対処不能なものは放置している例がある。 ・堆肥化可能なものはできるだけ堆肥化をお願いしている。 |
| | 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に、基準年度を 18 年度として一般廃棄物の減量化 5%と資源化率 20%を目標に設定しているが、目標達成の妨げになりかねない漂着ゴミ量の増加をどう抑えるか。 ・処理困難物処分費用の増大は、自治体の運営経費を圧迫するが、一定規模以上でないと国県の財政支援がない。 ・塩分を多く含む漂着物の焼却は、炉を傷め、型式によって処理不能なものもあり、可能にするための多額の改修費用をどうするか。 ・漂着ゴミ全般に対する企業等の責任、処理費用負担の明確化。 |

以上に示したように、天草地域における各市町においては、漂流・漂着ゴミの景観上、漁業上、住民生活の安全上の問題に対応するため、海岸の清掃活動に関しては、地域の自治体が積極的に関与せざるを得ないという意識を強く持っており、これまで海岸管理者である熊本県の正式な委託を受けるまでもなく海岸清掃活動を実施、または実施する民間団体への協力を行ってきたという実績があり、地域の清掃体制はほぼ確立している。しかしながら、天草地域の各市町は海岸清掃を今後推進していくにあたり、以下の課題を抱えており、特に費用面については、**財政的支援の仕組みがあればよいと考えている。**

| | |
|-------|---|
| 回収 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな流木等処理困難物の回収とそれに伴う費用負担。 ・ 仮置き場の確保。 ・ 回収に用いるゴミ袋と手袋の費用負担。 ・ 対応する職員の不足。 ・ 過疎化や人口の高齢化、無関心等により清掃が放置あるいは十分に行き届かない海岸があり、誰が回収すべきか責任が明確でない。 |
| 収集・運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収したゴミの収集・運搬、大きな流木や廃プラ、パイ等の処理困難物の収集・運搬の費用負担。 ・ 収集運搬する人員と費用、手段の確保。 ・ 運搬する手段がないか回収しないというようなボランティア活動の意欲を減退させないための施策の確保。 |
| 処分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃センターでの処分費用の負担。 ・ 大きな流木や廃プラ、パイ等の処理困難物の処分費用の負担。 ・ 漂着ゴミ量の増加をどう抑えるか。 ・ 塩分を多く含む漂着物の焼却は、炉を傷め、型式によって処理不能なものもあり、可能にするための多額の改修費用をどうするか。 ・ 漂着ゴミ全般に対する企業等の責任、処理費用負担の明確化。 |

2. 熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の方向性

上天草市(樋島海岸)は八代海に面しており、八代海に流入する河川を通じて流出する陸起源の漂流・漂着ゴミの影響が大きいことが指摘されている。一方、苓北町(富岡海岸)は外洋に面しており、海外を起源にすると考えられるペットボトル等の漂着物も認められる。しかし、漂着物の大部分は国内起源のものであり、有明海をはじめとする周辺海域に流出したゴミが潮流や風浪により漂着するものと考えられる。また、天草市は天草地域において最も長い海岸線を有し、外洋および有明海や八代海などの内湾に面した海岸を多数かかえており、漂着物の発生起源も多様であると考えられる。

以上のことから、発生抑制対策としては、上天草市に関しては、河川の流域住民への啓発活動や河川の清掃活動が、苓北町に関しては、近隣諸国および周辺海域に流入する河川の流域住民への啓発活動や河川の清掃活動が、天草市に関しては、近隣諸国および周辺海域に流入する河川の流域住民への啓発活動や河川の清掃活動が効果的と考えられる。

想定される発生抑制対策の方向性としては、下記のことを考えられる。

- ・ 陸起源のゴミ
 - 有明海、八代海、天草灘流入河川の流域全体でのゴミの削減、3Rの推進
 - 不法投棄の監視・取締りの強化
 - 漂着ゴミ問題の普及・啓発
 - 企業と連携したゴミの削減(ゴミの少ない製品開発、リサイクルの普及等)
- ・ 海起源のゴミ
 - 水産業への啓発
- ・ 海外からのゴミ
 - 国際的な対応(国を通して)

<フォローアップ調査で発生源等の検討ができればその結果を反映させる。JANUS>

2.2 相互協力が可能な体制作りについて

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。) 海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない(廃掃法第5条第1項)と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」(同項)との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている(海岸法第5条など)。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される(同法第40条の4)ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」「(同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針)と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

関係機関・団体毎に想定される役割分担を図 2.2-1 に示す。

2.2.1 熊本県の今後の取り組み

(1) 漂流・漂着ゴミの撤去・回収

- a. 八代海や天草西海岸等に漂着した流木等については、海岸を管理する県や市町村、漁協や地域ボランティアの協力による撤去、回収

(2) 熊本県の対応

- a. みんなの川と海づくり県民運動による県下一斉清掃活動の実施（水環境課）
- b. 「熊本県海と渚環境美化推進委員会」（水産振興課事務局）による環境美化活動等を支援するための啓発、募金活動等を実施
- c. 関係各課からなる「連絡会議」を設置し、廃棄物対策課が事務局となり、データの収集・取りまとめ等の実施。

(3) 相互協力が可能な体制づくりの方向性

相互協力が可能な体制づくりにかかる県の取り組みの方向性は以下のとおり。

- a. 県内における漂流・漂着ゴミについて、熊本県漂流漂着ゴミ対策連絡会議において関係各課からのデータ収集・取りまとめを実施し、必要に応じて検討会を開催。
- b. 「みんなの川と海づくり県民運動」、「ごみゼロ推進県民大会」などの啓発活動を通じて、行政機関、事業者、NPO等民間団体、住民それぞれの連携・協働・支援を行う。
- c. 医療系廃棄物、廃ポリ容器等については、継続的に調査を行い県民への情報提供を行う。

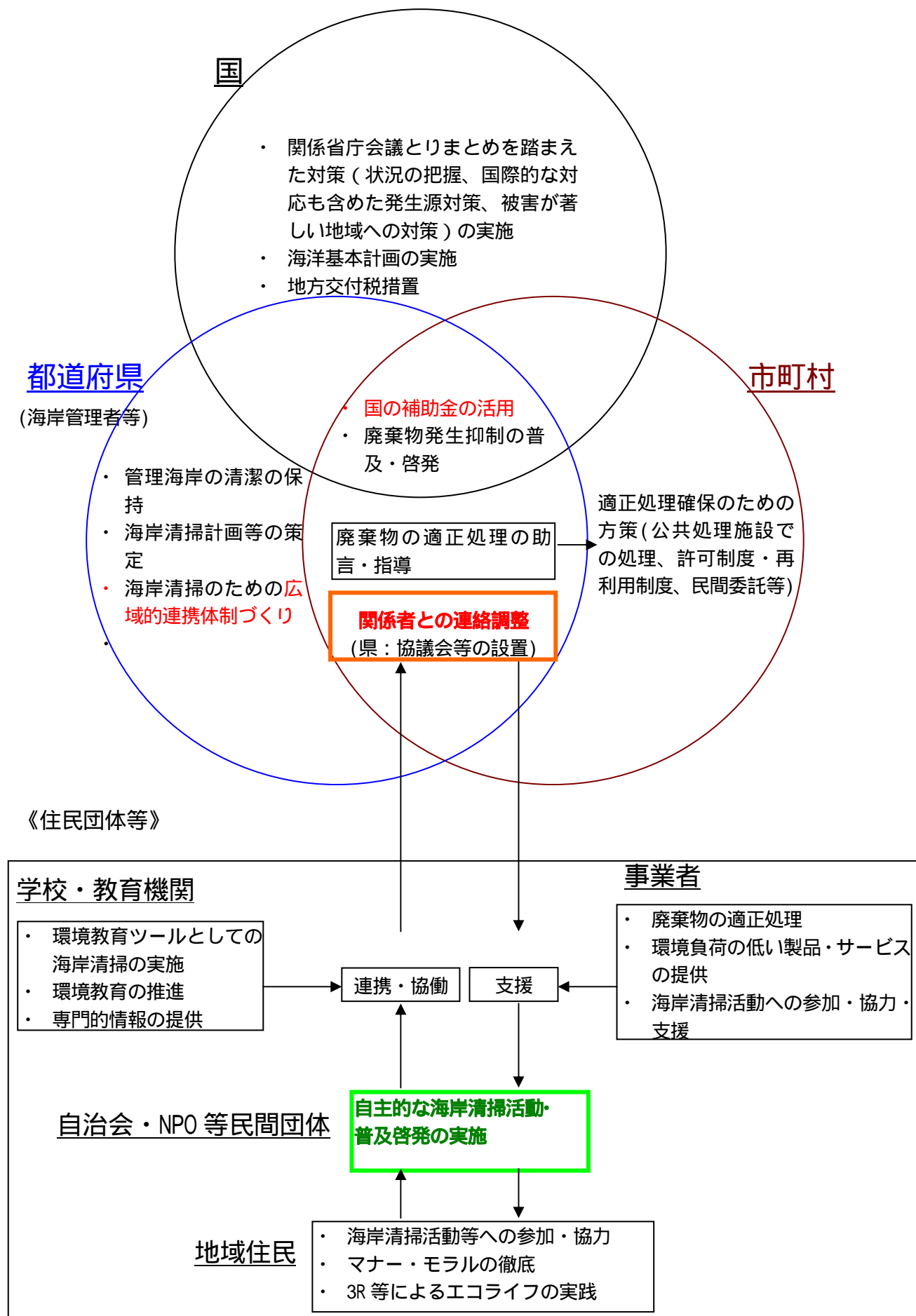


図 2.2-1 関係機関・団体の役割分担(案)

2.2.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性

(1) 上天草市（樋島海岸）

< 清掃体制 >

- ・ 地元 NPO 法人、自治会、小中高の学校のボランティアを中心とした清掃体制が基盤となる。
- ・ 上天草市は地元 NPO 法人等が主催する清掃活動に積極的に協力する。
- ・ 具体的には、漂着ゴミの回収に関して、回収用ゴミ袋（熊本県から支給）や軍手の手配、重機が必要な場合の手配、回収したゴミの一時保管場所、安全管理体制、保険の処理などの対応も視野に入れた体制づくり・役割分担について検討し、具体的策を立てる。
- ・ 清掃する海岸の優先順位（どの海岸を、いつごろ清掃するか）を検討する（地域検討会での資料を更に発展させる）。
- ・ 突発的に襲来する漂着ゴミに対応するため、緊急時の体制も整備する。
- ・ 漂着ゴミを回収下後の処理を考慮し、松島地区清掃センターの一般廃棄物の分別にしたがって、分別回収する。処理困難物の区分を明示し、回収対象とするかどうかを明確にする。

< 運搬・処理体制 >

- ・ 上天草市は一般廃棄物及び**処理困難物（産業廃棄物処理業者に委託して処分）**の運搬・処分を担当する。
- ・ 回収した漂着ゴミは、一般廃棄物として処理できるものについては、松島地区清掃センターに運搬し、処理する。
- ・ 事前に松島地区清掃センターと協議し、1日あたり持ち込み量を定め、持ち込めないものについては仮置き場に集積する。
- ・ 処理困難物は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。
- ・ なお、処理に当たっては、リサイクル、有価物としての販売などについても模索する。

平成 20 年 7 月 21 日に実施された『「海の日」クリーン作戦』の体制を表 2.2-1 に示す。上天草市では、この体制を市の海岸清掃のモデルとし、他の海岸にも適用させる方向で検討している。

表 2.2-1 上天草市大矢野地区の海岸で実施された清掃活動の体制

| 項目 | 内容 | 担当部局 |
|-------|---|-------------|
| 回 収 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催：NPO 法人「シートラスト」 ・ 協力：上天草市、天草漁業協同組合大矢野支所、大矢野地区内小中高等学校、大矢野町商工会、商工会青年部、商工会女性部、松栄会、二号橋商店会 ・ 人力による回収、重機は使用しない。 ・ 燃えるゴミ、燃えないゴミに分別して袋に収納。 燃えるゴミ：ペットボトル、プラスチック、ビニール袋、発泡スチロールなど 燃えないゴミ：空き缶や空き瓶、金具など | ・ 上天草市環境衛生課 |
| 収集・運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬は建設業組合（35 社）がボランティアで参加し、所属している地区を手伝っている。車と運転を担当。順次運搬。 ・ 上天草市も車と職員を出して協力。（一昨年までは運搬は市の負担で実施） | ・ 上天草市環境衛生課 |
| 処 分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収されたゴミは、一般廃棄物として、松島地区清掃センターにて処分。 ・ 松島地区清掃センターで処分できないゴミ（処理困難物：タイヤ、冷蔵庫、大きな流木、大きな缶）は上天草市が業者に委託して、産業廃棄物として処分。 | ・ 上天草市環境衛生課 |

(2) 苓北町（富岡海岸）

< 清掃体制 >

- ・ 地元 NPO 法人、自治会、小中高の学校のボランティアを中心とした清掃体制が基盤となる。
- ・ 苓北町は地元 NPO 法人等が主催する清掃活動に積極的に協力する。
- ・ 具体的には、漂着ゴミの回収に関して、回収用ゴミ袋（熊本県から支給）や軍手の手配、重機が必要な場合の手配、回収したゴミの一時保管場所、安全管理体制、保険の処理などの対応も視野に入れた体制づくり・役割分担について検討し、具体的策を立てる。
- ・ 清掃する海岸の優先順位、どの海岸を、いつごろ清掃するかを検討する（地域検討会での資料を更に発展させる）。
- ・ 突発的に襲来する漂着ゴミに対応するため、緊急時の体制も整備する。
- ・ 漂着ゴミを回収した後の処理を考慮し、本渡地区清掃センターの一般廃棄物の分別にしたがって、分別回収する。処理困難物の区分を明示し、回収対象とどうかを明確にする。

< 運搬・処理体制 >

- ・ 苓北町は一般廃棄物及び処理困難物（産業廃棄物処理業者に委託して処分）の運搬・処分を担当する。
- ・ 回収した漂着ゴミは、一般廃棄物として処理できるものについては、本渡地区清掃センターに運搬し、処理する。
- ・ 事前に本渡地区清掃センターと協議し、1日あたり持ち込み量を定め、持ち込めないものについては仮置き場に集積する。
- ・ 処理困難物は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。
- ・ なお、処理に当たっては、リサイクル、有価物としての販売などについても模索する。

平成 20 年 9 月 13 日に曲崎海岸で実施された地域の生息活動の体制を表 2.2-2 に示す。苓北町では、地域の 4 箇所の海岸で、この体制を基本として海岸清掃を実施している。

また、平成 20 年 10 月 11 日には、富岡海岸において、この体制で地元農協、民間企業、地区住民が参加してボランティアによる海岸清掃が実施された。

表 2.2-2 苓北町大曲海岸で実施された清掃活動の体制

| 項目 | 内容 | 担当部局 |
|-------|--|------------|
| 回 収 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催：苓北町生活環境課 ・ 協力：各公民館、地元中学校、高校 ・ 人力による回収、重機は使用しない。 ・ 不燃ゴミのみを回収。ライターとボンベ類は可能な限り他と分別する。 ・ 流木、木片、竹片はその場に集めておき、日を改めて町の職員が焼却する。 ・ いっぱいになったゴミ袋はその場に置かれ、町の職員が車で回って集め仮置き場に集積する。 | ・ 苓北町生活環境課 |
| 収集・運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬は苓北町が業者に委託して、後日一般ゴミとは別に臨時に清掃センターに運搬する。 | ・ 苓北町生活環境課 |
| 処 分 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収されたゴミは、一般廃棄物として、本渡地区清掃センターにて処分。 ・ 本渡地区清掃センターで処分できないゴミ（処理困難物）は苓北町が業者に委託して産業廃棄物として処分。 | ・ 苓北町生活環境課 |

(3) 天草市

< 清掃体制 >

- ・ 地元 NPO 法人、自治組織である地区振興会のボランティアを中心とした清掃体制が基盤となる。
- ・ 天草市は地元 NPO 法人等が主催する清掃活動に積極的に協力する。
- ・ 突発的に襲来する漂着ゴミに対応するため、緊急時の体制も整備する。
- ・ 漂着ゴミを回収下後の処理を考慮し、本渡地区清掃センターの一般廃棄物の分別にしたがって、分別回収する。処理困難物の区分を明示し、回収対象とするかどうかを明確にする。

< 運搬・処理体制 >

- ・ 天草市は一般廃棄物及び処理困難物（産業廃棄物として処分）の運搬・処分を担当する。
- ・ 回収した漂着ゴミは、一般廃棄物として処理できるものについては、本渡地区清掃センター等に運搬し、処理する。
- ・ 事前に本渡地区清掃センター等と協議し、1 日あたり持ち込み量を定め、持ち込めないものについては仮置き場に集積する。
- ・ 処理困難物は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。
- ・ なお、処理に当たっては、リサイクル、有価物としての販売などについても模索する。

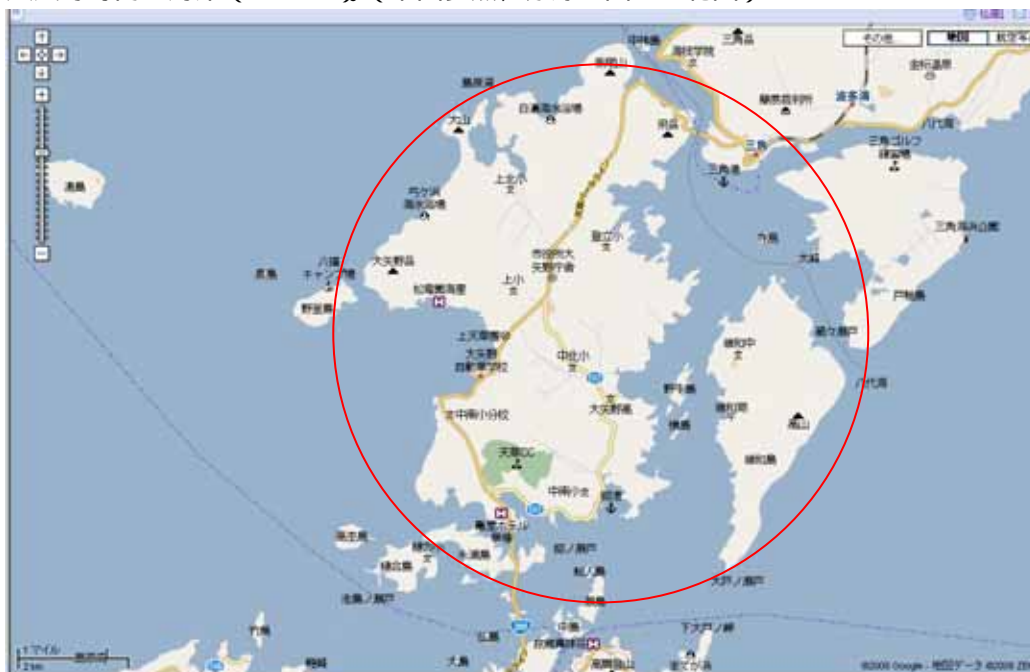
2.2.3 ボランティアによる海岸清掃の実施形態

< 事例 - 1 >

平成 20 年 7 月 21 日に上天草市で実施された『「海の日」クリーン作戦』の実施状況を以下に示す。

a. 海岸名、範囲

大矢野町内の海岸（56 地区）。（下図参照、赤線で囲んだ範囲）



b. 広報の方法（周知させるための手段、周知の範囲等）

大矢野町全体にビラを配布（約 3 千枚）、お知らせの回覧、小学校・中学校・高校への連絡。
ビラの作成費用：2 万円、NPO 法人「シートラスト」が負担。

c. 当日の参加者数

大矢野町 56 地区から約 1000 名（目標 3000 名）。

d. 作業時間、休憩の頻度・休憩時間の長さ

作業時間：海岸でのゴミ回収・運搬（午前 7 時～8 時の約 1 時間、満潮まで）。

集積後のゴミの分別作業（午前 8 時半～10 時の約 1 時間半）。

休憩時間：特に無し。

e. 収集するゴミの種類

燃えるゴミ、燃えないゴミに分別して袋に収納。

燃えるゴミ：ペットボトル、プラスチック、ビニール袋、発泡スチロールなど。

燃えないゴミ：空き缶や空き瓶、金具など。

産業廃棄物は別途、上天草市が業者に委託して処理。（タイヤ、冷蔵庫、大きな流木、大きな缶）。

f. 当日配布される用具類（袋、手袋等） 飲料水など

配布されるのは、熊本県から支給された 2 種類の袋のみ（写真参照）。

手袋や飲料水は持参。

（過去には、町から助成金を受けた漁協からジュース類が配布されたこともあったが、合併後はそのようなことは行われていない。）

g. 参加団体

主催：NPO 法人「シートラスト」

協力：上天草市、天草漁業協同組合大矢野支所、大矢野地区内小中高等学校、大矢野町商工会、
商工会青年部、商工会女性部、松栄会、二号橋商店会

h. 回収の方法（人力、重機の使用の有無、集積場所の数）

回収は人力、重機は使用しない。

集積場所は 1 箇所（大矢野総合スポーツ公園横の広場）、そこで、分別が不十分なものを分別
しなおしてから松島清掃センターに運搬。

i. ゴミの回収量

一般廃棄物：可燃物 800kg、不燃物 860kg

処理困難物：廃プラ 780kg、流木 1580kg

処理困難物は産廃として産廃業者に委託して処分。

j. ゴミの運搬方法について

運搬は建設業組合（35 社）がボランティアで参加し、車と運転を担当。所属している地区を手
伝っている。順次運搬。

上天草市も車と職員を出して協力。（平成 18 年までは運搬は市の負担で実施）

k. ゴミの処分先

松島地区清掃センター

l. 費用（用具類の費用、運搬費、処分費）

燃えるゴミ、燃えないゴミの処分は、一般廃棄物として処理するため、センター使用料として
50 円 / kg がかかり、さらに後日（年度末）上天草市が支払う負担金に反映される。

産業廃棄物の処理については、別途市の負担となる。

廃プラ ¥39,000（単価 50 円 / kg）、流木 ¥31,600（単価 20 円 / kg）

消費税込みで総額 ¥74,130 が上天草市の負担となった。

m. 安全管理体制（連絡体制等）

中止は町内放送で連絡。

参加者には保険をかけていない。

公民館の行事では、公民館総合保障制度で対処している。今回はそれには該当しない。

海岸清掃活動風景



清掃場所の説明-1



ゴミ袋の配布



配布したゴミ袋 - 可燃物用 (熊本県支給)



配布したゴミ袋 - 不燃物用 (熊本県支給)



回収風景-1



回収風景-2



流木の処理 (長さをそろえる)



ゴミ袋等の集積 (仮置き場)



集積されたゴミの分別作業



処理困難物等

<事例 - 2>

平成 20 年 9 月 13 日に苓北町の曲崎海岸で実施された地域の清掃活動の実施状況を以下に示す。

a. 海岸名、範囲（延長距離、幅など）

曲崎海岸：全長約 900m、幅約 30m（下図参照、赤線で囲んだ範囲）



b. 広報の方法（周知させるための手段、周知の範囲等）

「広報れいほく お知らせ版」(No.678)に掲載。

実施日（9月13日）の前の9月11日と12日に町内放送で周知。

c. 当日の参加者数

84名（内訳は不明）

d. 作業時間、休憩の頻度・休憩時間の長さ

作業時間：08：00～09：30

休憩は各人が適宜にとる。

e. 収集するゴミの種類（産業廃棄物の取り扱いは）

不燃ゴミを収集。ライターとボンベ類は可能な限り他と区別するように指示。

流木、木片、竹片はその場に集めておき、別の日に町の職員が焼却する。

処理困難物（テレビ、タイヤ等）は一部産業廃棄物として町の予算で産廃業者が処分する。

f. 当日配布される用具類（袋、手袋等）、飲料水

ゴミ袋（熊本県から支給）とゴム手袋（苓北町負担、240円/個）を配布。

作業終了後、飲料水を参加者に配布（苓北町負担）

g. 参加団体

主催：苓北町

協力：各公民館

h. 回収の方法（人力、重機の使用の有無、集積場所の数）

重機は使用せず、人力で回収。

いっぱいになったゴミ袋はその場に置き、町の職員が車で回ってゴミ袋を集め、仮置き場（1箇所）に集積する。

i. ゴミの回収量

平成 19 年 2 月：200 袋（参加者 200 名）

平成 20 年 2 月、6 月は雨天のため中止。

平成 20 年 9 月（今回）：376 袋、1,010kg

j. ゴミの運搬方法について（業者に依頼 or 市が回収等）

集積したゴミは、業者に依頼し、後日一般ゴミとは別に臨時に清掃センターに運搬する。

k. ゴミの処分先

本渡清掃センター

l. 費用（用具類の費用、運搬費、処分費）

平成 18 年度の実績：運搬費 ¥54,600（5 トン車、2 トン車それぞれ 1 台）

平成 20 年度 9 月（今回）：¥92,480 円（5 トン車、2 トン車それぞれ 1 台、産廃収集運搬処理代）

m. 安全管理体制（連絡体制、保険等）

消防署に届け出（流木等の焼却時期と場所）

参加者への保険：全国町村会総合賠償保険制度、公民館総合賠償保険制度を使用し、参加者へはどちらの保険もかけている（町負担）。新たに掛けないので 0 円。

海岸清掃活動風景



清掃場所の説明-1



清掃場所の説明-2



ゴミ袋とゴム手袋の配布



配布したゴミ袋（熊本県支給）



回収風景-1



回収風景-2



ゴミ袋の回収



ゴミ袋等の集積（仮置き場）



集積されたゴミ袋等



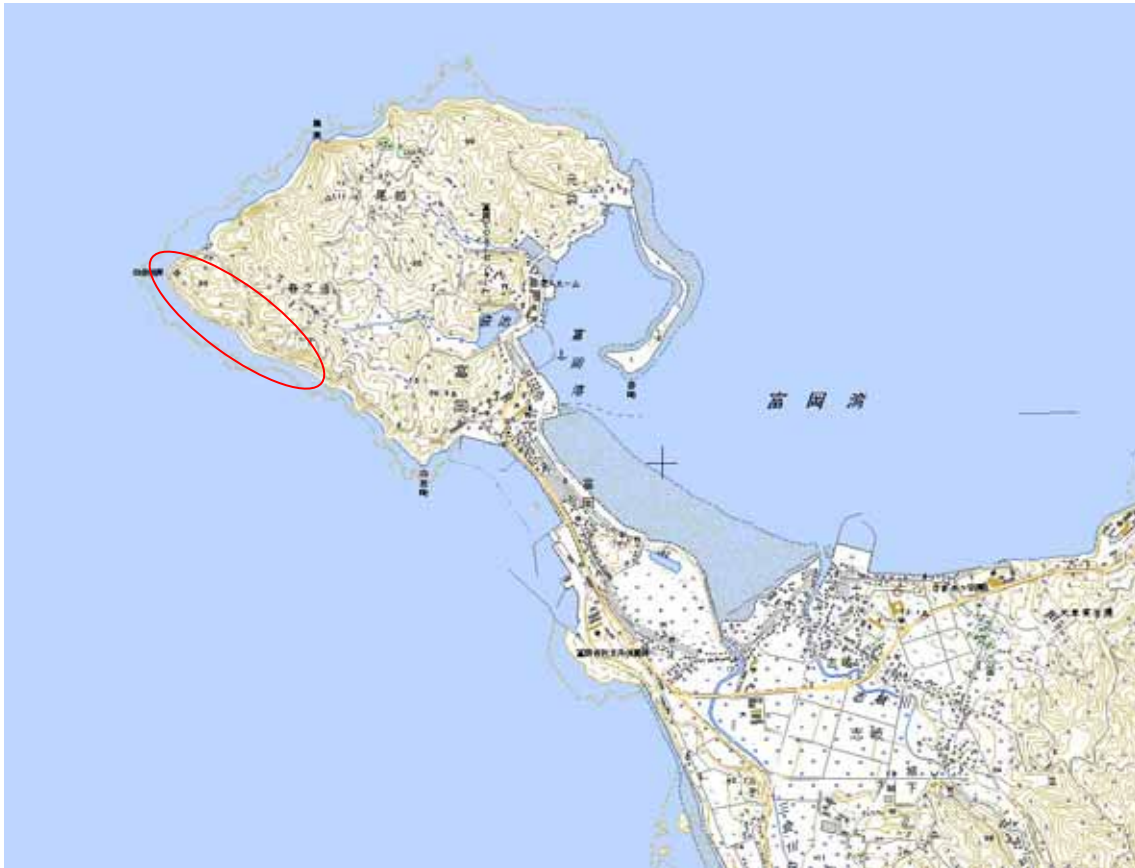
処理困難物等

<事例 - 2>

本事業の一環で、平成 20 年 10 月 11 日に苓北町が主催してボランティアを募り、富岡海岸で実施した生息活動の実施状況を以下に示す。

a. 海岸名、範囲

的谷海岸から四季咲岬周辺：全長約 1,200m、幅約 10～30m（下図参照、赤線で囲んだ範囲）



b. 広報の方法（周知させるための手段、周知の範囲等）

「広報れいほく お知らせ版」(No.679、10月6日)に掲載。
実施日（10月11日）の前の10月9日と10日に町内放送で周知。

c. 当日の参加者数

約 100 名（内訳は不明）

d. 作業時間、休憩の頻度・休憩時間の長さ

作業時間：08：00～09：30

休憩は各人が適宜にとる。

e. 収集するゴミの種類

不燃ゴミを収集。ライターとボンベ類は可能な限り他と区別するように指示。

流木、木片、竹片は対象外。

処理困難物（ブイ、廃プラ等）は産業廃棄物として産廃業者に委託して処分する。

f. 当日配布される用具類（袋、手袋等） 飲料水

ゴミ袋とゴム手袋（苓北町負担。240 円/個）を配布。

作業終了後、飲料水を参加者に配布（苓北町負担）

g. 参加団体

主催：苓北町

協力：各公民館、九州電力苓北発電所、福岡農協

h. 回収の方法

重機は使用せず、人力で回収。

いっぱいになったゴミ袋は回収者が的谷海岸の集合場所に持ち運ぶ。回収作業終了後、町の職員が車でゴミ袋を仮置き場（1箇所）に集積する。

i. ゴミの回収量

不燃ゴミ：約 300 袋（440kg）

処理困難物（産業廃棄物として処理）：**現在照会中**

j. ゴミの運搬方法について（業者に依頼 or 市が回収等）

集積したゴミは、業者に依頼し、後日一般ゴミとは別に臨時に清掃センターに運搬する。

k. ゴミの処分先

本渡清掃センター

l. 費用（用具類の費用、運搬費、処分費）

不燃ゴミ：運搬費 ¥30,000（5 トン車 1 台） 処理費 ¥2,200

処理困難物（産業廃棄物として処理）：現在照会中

m. 安全管理体制（連絡体制、保険等）

参加者への保険：全国町村会総合賠償保険制度、公民館総合賠償保険制度を使用し、参加者へはどちらの保険もかけている（町負担）。新たに掛けないので 0 円。

海岸清掃活動風景



清掃活動内容の説明-1



清掃活動内容の説明-2



ゴミ袋の配布



町長挨拶



回収風景-1



回収風景-2



回収風景-3



ゴミ袋回収車（苓北町）



仮置き場に集積されたゴミ袋



処理困難物等

2.3 地域から国への要望

海岸域の良好な生活環境や自然環境、漁場環境及び安全な船舶の航行の確保が図れるよう、次のとおり施策の充実・強化を提案。

- (1) 恒常的な漂流・漂着ゴミの処理（回収・運搬・処分）に係る財政支援措置の創設
- (2) 緊急・災害時の漂流・漂着ゴミ処理に係る補助事業制度の拡充
 - a. 災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

補助対象基準の緩和：補助対象区域を海岸保全区域全域とし、漂着量及び事業費の採択基準を緩和すること。
 - b. 漁場漂流・漂着物対策推進事業の拡充

補助対象の充実：災害時の漁業者による回収についても補助対象とすること。
 - c. 災害等廃棄物処理事業の充実

補助対象基準の緩和：災害に起因しない漂着ゴミの処理に要する経費について、処理量に係る規模要件を緩和すること。
- (3) 医療系廃棄物や廃ポリ容器等の漂着の原因究明、漂流・漂着状況の監視体制の整備並びに流出防止のための国際協力体制の構築
- (4) 河川等からのゴミ流出防止対策の充実
 - a. 流出実態調査や流出防止対策の充実
 - b. ゴミ流出防止のための政府広報等啓発・普及の充実
- (5) 漂流ゴミを回収する環境整備船の対応の強化

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

| 補助金名 | 災害等廃棄物処理事業費補助金 | |
|------|---|--|
| 発生原因 | 災害起因 | 災害起因ではない |
| 対象事業 |  <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p> |  <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p> |
| 補助先 | 市町村(一部事務組合含む) | |
| 要件 | <p>指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上</p> <p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p> | <p>1市町村(一部事務組合)における処理量が150m3以上のもの 海岸保全区域外の海岸への漂着 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p> |
| 補助率 | 1 / 2 | |

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

